【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成20年11月14日

【四半期会計期間】 第8期第2四半期

(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社ジーエヌアイ

【英訳名】 GNI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO イン・ルオ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞ヶ関三丁目5番1号

【電話番号】 03-3580-0751

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞ヶ関三丁目5番1号

【電話番号】 03-3580-0751

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第8期 第2四半期連結 累計期間	第8期 第2四半期連結 会計期間	第7期
会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高	(千円)	128,924	85,821	273,588
経常損失	(千円)	627,952	291,384	1,279,451
四半期(当期)純損失	(千円)	868,510	436,862	1,279,454
純資産額	(千円)	-	1,666,117	2,384,919
総資産額	(千円)	-	1,905,122	2,587,880
1 株当たり純資産額	(円)	-	22.49	33.65
1 株当たり四半期 (当期)純損失金額	(円)	12.12	6.03	19.18
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	-	87.4	92.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	526,081	-	1,031,582
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	176,715	-	786,821
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	59,539	-	717,841
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1	872,492	1,142,865
従業員数	(人)	-	113	122

⁽注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

^{2.} 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間における、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容の重要な変更は以下のとおりです。

(合理化とコスト削減に向けた組織再編)

当社グループの事業モデルは、最初に中国において医薬品候補物の臨床試験と上市に向けた活動を行い、POC(新薬の臨床上の有効性の検証)を確立した後に日本や欧米に展開するというものですが、昨今の金融市場の混乱や経済状況の悪化に伴い、今後の事業方針として経営資源をF647の臨床試験及び製造・販売の準備に集中させ、合理化とコスト削減に向けた一段の組織再編を行う必要がありました。

そのため、当社は当第2四半期連結会計期間の取締役会(平成20年8月1日開催)において、高コストである日本国内での研究施設を閉鎖し、上海の研究開発拠点へ集約すること、また、米国子会社であるGNI USA Inc.については、米国でのマーケティング活動という役割を終えたため閉鎖すること、東京本社と上海拠点で重複する業務(ITなど)の整理・統合による合理化を推進すること、さらに上海拠点での業務コスト削減を検討することにより、合理化とコスト削減に向けた組織再編を行うことを決議いたしました。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動はありません。

(注) 当社は、当第2四半期連結会計期間の取締役会(平成20年8月1日開催)において、連結子会社であるGNI USA Inc. (米国)については、米国でのマーケティング活動という役割を終えたため、閉鎖することを決議いたしました。現在閉鎖手続き中であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	113 (7)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	18 (1)

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は、当第2四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの業務は業務の性質上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注状況の記載はしておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

	金額(千円)
研究開発収入等	85,821
合計	85,821

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第2四半期連結会計期間		
但于元 	金額 (千円)	割合(%)	
Guangzhou Dashan Import&Export Co., Ltd	31,530	36.7	
Eli Lilly and Company	12,703	14.8	

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、当第2四半期連結会計期間において、下記のとおり第三者割当による包括株式買取契約を締結しております。

相手先	期間	発行価額の総額	発行回数
Evo Fund	平成20年 8 月 1 日から	各回 最大125百万円	毎月1回
	平成21年 7 月31日まで	総額 最大1,500百万円	最大12回

(注) 平成20年10月21日に、当社とEvo Fundとの間で締結しておりました包括株式買取契約を解除いたしました。 その詳細については、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照くだ さい。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ (当社及び連結子会社)が 判断したものであります。

(1)業績の状況

当社グループは、医薬品開発を行う企業として成長を遂げるため、現在保有する創薬候補物の治験を着実に進めて行くことを重要な経営課題としています。当第2四半期連結会計期間は、中国で、特発性肺繊維症(IPF)治療薬F647(ピルフェニドン)の第2相臨床試験を終了しました。統計的に良好な成績が出ております。また、ピルフェニドンの日米における希少疾病用医薬品としての位置づけ、大きな未充足医療ニーズ及び当社グループの実施した第1相・第2相臨床試験での良好な成績から、当社グループはF647の第3相臨床試験開始を凍結し、中国での早期条件付承認申請を行う予定です。そのため、当社グループは臨床治験成績の報告と申請戦略の変更について監督官庁であるSFDA(中国食品薬品監督管理局)と協議するための会合を予定しています。なお、この申請及び承認の時期については、SFDAとの更なる協議が必要であり、SFDAの判断に依存するため、現時点では未確定であります。同時に、放射線性肺炎(RP)治療薬F647については、第2相臨床試験を終了致しました。成績については、第3四半期連結会計期間中の発表を予定しております。肝繊維症治療薬F351については、第1相臨床試験を実施しており、当連結会計年度末の終了を予定しております。

当第2四半期連結会計期間の業績は、売上高85,821千円となりました。一方前年同期比で、研究開発費の大幅な減少により、営業損失は295,707千円、経常損失は291,384千円となりましたが、特別損失として出資金評価損122,555千円等を計上した結果、四半期純損失は436,862千円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間において、営業活動により減少した資金は、265,926千円となりました。主要な減少項目は税金等調整前四半期純損失436,236千円であり、主要な増加項目は、出資金評価損122,555千円、のれん償却額39,524千円であります。投資活動における資金の増加は182,055千円となりました。これは主に、200,000千円の定期預金の払戻による収入によるものであります。

財務活動による資金の増加は65,855千円となりました。これは主に株式の発行による収入72,125千円によるものであります。

この結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第1四半期連結会計期間末に比べ12,467千円減少し、872,492千円となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において新たに発生、または重要な変更があった事業上及び財務上の対処すべき課題は次の通りです。

(合理化とコスト削減に向けた組織再編)

「第1企業の概況 2事業の内容」で述べたとおり、当社は平成20年8月1日開催の取締役会において、高コストである日本国内での研究施設を閉鎖し、上海の研究開発拠点へ集約すること、また、米国子会社であるGNI USA Inc.については、米国でのマーケティング活動という役割を終えたため閉鎖すること、東京本社と上海拠点で重複する業務(ITなど)の整理・統合による合理化を推進すること、さらに上海拠点での業務コスト削減を検討することにより、合理化とコスト削減に向けた組織再編を行うことを決議いたしました。

これを受けて、福岡の創薬解析センターを閉鎖し、上海の研究拠点に集約いたしました。また、米国子会社であるGNI USA Inc.については、2008年9月30日付けで米国関係官庁に閉鎖を申請・受理され、目下手続き中です。

(F647、F351の中国における治験の進捗)

特発性肺繊維症及び放射線性肺炎治療薬であるF647については、当第2四半期連結会計期間において第2相臨床試験を終了致しました。肝繊維症治療薬F351については、第1相臨床試験を実施しており、当連結会計年度末の終了を予定しております。

(4)研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は65,791千円であります。

また、当第2四半期連結会計期間における研究開発活動の重要な変更は、次のとおりであります。

(臨床開発)

当社グループは、当第2四半期連結会計期間において、中国における、F647(特発性肺繊維症治療薬)第2相臨床試験を終了しました。また、日米における希少疾病用医薬品としての位置づけ、大きな未充足医療ニーズ及び当社グループの実施した第1相・第2相臨床試験での良好な成績から、当社グループはF647の第3相臨床試験開始を凍結し、中国での早期条件付承認申請を行う予定です。そのため、当社グループは臨床治験成績の報告と申請戦略の変更について監督官庁であるSFDA(中国食品薬品監督管理局)と協議するための会合を予定しています。なお、この申請及び承認の時期については、SFDAとの更なる協議が必要であり、SFDAの判断に依存するため、現時点では未確定であります。

放射線性肺炎(RP)治療薬F647については、当第2四半期連結会計期間において既に第2相臨床試験を終了致しました。成績については、第3四半期連結会計期間中に発表を予定しております。肝繊維症治療薬F351については、第1相臨床試験を実施しており、当連結会計年度末の終了を予定しております。

(研究開発拠点)

当社は当第2四半期連結会計期間の取締役会(平成20年8月1日開催)において、高コストである日本国内での研究施設を閉鎖し、上海の研究拠点へ集約することにより、合理化とコスト削減に向けた組織再編を行うことを決議いたしました。

EDINET提出書類 株式会社ジーエヌアイ(E05712) 四半期報告書

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

提出会社

当第2四半期連結会計期間に以下の研究設備を閉鎖いたしました。

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価格 (千円)			従業員数
争耒州石	PN1生地	設備の内合	建物附属 設備	工具、器具及 び備品	合計	(名)
創薬解析センター	福岡県福岡市 早良区	研究開発用 製造器具備品	2,764	7,228	9,992	7

(注)1.創薬解析センターは賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料 (千円)	床面積	賃借先
創薬解析センター	福岡県福岡市早良区	4,336	120 m²	財団法人福岡県産業・ 科学技術振興財団

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	243,527,000
計	243,527,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	74,068,831	74,068,831	東京証券取引所 (マザース)	
計	74,068,831	74,068,831		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月19日臨時株主総会決議および平成15年6月19日取締役会決議(第1回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	500 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4.732
新株予約権の行使期間	自 平成17年6月20日 至 平成24年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4.732 資本組入額 2.366
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社(Gene Networks, Inc.を含む。)の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成14年3月1日の1年後の応答日の翌日において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年6月29日取締役会決議(第5回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	543 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	543,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自 平成18年7月1日 至 平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
 - 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議(第5回新株予約権プランB)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	20 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
 - 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年12月6日取締役会決議(第5回新株予約権プランC)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
 - 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年1月18日取締役会決議(第5回新株予約権プランD)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	100 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
 - 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年4月15日取締役会決議(第5回新株予約権プランE)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	15 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65
新株予約権の行使期間	自 平成19年4月16日 至 平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65 資本組入額 32.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
 - 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議(第5回新株予約権プランF)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	490 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	490,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自 平成19年6月28日 至 平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自 平成18年6月28日 至 平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
 - 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年7月28日取締役会決議(第6回新株予約権プランA)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	2,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月29日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
 - 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年10月20日取締役会決議(第6回新株予約権プランB)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	120 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自 平成19年10月21日 至 平成27年6月30日 優遇税制適用外の場合 自 平成18年10月21日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
 - 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年11月21日取締役会決議(第6回新株予約権プランC)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	108 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月22日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
 - 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議(第6回新株予約権プランD)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	594 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	594,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自 平成20年 1 月21日 至 平成27年 6 月30日 優遇税制適用外の場合 自 平成19年 1 月21日 至 平成27年 6 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
 - 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - ()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議(第6回新株予約権プランE)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	177 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	177,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自 平成20年4月20日 至 平成27年6月30日 優遇税制適用外の場合 自 平成19年4月20日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
 - 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - ()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年6月20日取締役会決議(第7回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	20 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自 平成19年 6 月21日 至 平成28年 6 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引 先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資 格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約 又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めるこ とが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社が新株予約権者に対し当該決 議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間 (身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で 下記 により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年 6月 1 日の 1 年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の 1 に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第8回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	4(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年7月3日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第9回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	35 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年7月27日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第11回新株予約権)

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	35 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第12回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年1月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第14回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	5 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2 . 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月13日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第15回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	4(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第16回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年5月15日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第17回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	10 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月15日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引 先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約 又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間 (身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年9月19日取締役会決議(第18回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自 平成20年9月20日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月28日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年11月16日取締役会決議(第19回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	50 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月17日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年10月21日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議(第20回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	19 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220
新株予約権の行使期間	自 平成21年3月14日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年1月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年4月13日取締役会決議(第21回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	54 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月14日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年4月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

EDINET提出書類 株式会社ジーエヌアイ(E05712) 四半期報告書

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年5月14日取締役会決議(第23回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	12(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220
新株予約権の行使期間	自 平成20年5月15日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引 先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約 又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間 (身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記 により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年7月22日取締役会決議(第24回新株予約権)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	360 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	360,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月7日 至 平成30年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。

- (注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
 - 2.新株予約権の行使時の払込金額は以下の通りです。

1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(終値のない日を除く)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)、又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × ______ | 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新株発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分する自己株式数」とそれぞれ読み替える。

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の行使価額と同額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合には、これを切上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限 度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4.新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締

役、監査役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位

(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格

EDINET提出書類 株式会社ジーエヌアイ(E05712) 四半期報告書

を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成20年 8 月18日 (注)	3,187	74,068	36,650	2,858,258	36,650	2,818,258

(注) 第三者割当 発行価格 1株につき23円 資本組入額 1株につき11円50銭 割当先 Evo Fund

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
ヘルスケア パートナーズ ツー エルピー	C/O FCS SUITE 109 DOMINION CENTER 43159 QUEEN'S ROAD EAST HONGKONG	3,830,000	5.17
イン ルオ	SHANGHAI P.R.CHINA	3,665,600	4.95
ジュン ウー	SHANGHAI P.R.CHINA	3,665,600	4.95
クリティカル・テクノロジー一号投 資事業有限責任組合	東京都港区芝浦 3 丁目11番13号	3,491,031	4.71
エボファンド	2425 OLYMPIC BLVD. STE. 160E SANTA MONICA, CA 90404 U.S.A	3,187,000	4.30
バンク オブ ニューヨーク ジーシー エム クライアント アカウント ジェ イピーアールディ アイエスジー エ フイーエイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番 1号 決済事業部内)	2,177,000	2.94
ユービーエス エージー ロンドン ア カウント アイピービー セグリゲイ テッド クライアント アカウント (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川2丁目3番14 号)	1,907,000	2.58
バイオテック・ヘルスケアー号投資 事業有限責任組合	東京都千代田区東神田1丁目2番8 号 赤塚ビル2階	1,620,000	2.19
シティグループ グローバル マー ケッツ インク (常任代理人 日興シティグループ証 券株式会社)	388 GREENWICH STREET NEW YORK, N. Y. 10013 U.S.A (東京都千代田区丸の内1丁目5番 1号 新丸の内ビルディング)	1,527,000	2.06
アイピーアールV - 2号投資事業組 合	東京都中央区日本橋室町3丁目2番 9号 駒井ビル9階	1,273,000	1.72
計	-	26,343,231	35.57

(注) 当第2四半期会計期間において、エボルーション・キャピタル・マネジメント・エルエルシーから平成20年8月7日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年8月1日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として第2四半期会計期間末における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
エボルーション・ キャピタル・マネジ メント・エルエル シー	15 East North Street,Dover,DE 19901 U.S.A	6,000,000	8.46

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自 己 保 有 株 式) 普通株式 1,000	-	-
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 74,052,000	74,052	(注)1
単元未満株式 (注)3	普通株式 15,831	-	-
発行済株式総数	74,068,831	-	-
総株主の議決権	-	74,052	-

- (注)1.権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
 - 2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,000株(議決権の数14
 - 個) 含まれております。
 - 3.「単元未満株式」欄の普通株式には自己株式400株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義 所有株式 数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
	東京都千代田区 霞ヶ関三丁目5番1号	1,000	-	1,000	0.0
計	-	1,000	-	1,000	0.0

2 【株価の推移】

(当該四半期累計期間における月別最高・最低株価)

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	53	62	59	44	22	23
最低(円)	42	46	39	20	13	14

⁽注) 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常勤監査役	-	片岡 隆志	平成20年9月1日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長兼CEO	代表取締役兼CEO	イン・ルオ	平成20年8月1日
代表取締役	代表取締役社長兼CF0	鈴木 勘一郎	平成20年8月1日
常勤監査役	非常勤監査役	近藤 義昭	平成20年9月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号) 附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び、当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	919,905	1,385,405
売掛金	111,478	93,290
たな卸資産	116,685	113,261
その他	68,002	66,942
貸倒引当金	3,488	2,917
流動資産合計	1,212,583	1,655,983
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	2,462	15,144
機械及び装置(純額)	86,098	77,463
工具、器具及び備品(純額)	24,578	30,947
有形固定資産合計	113,140	123,555
無形固定資産		
のれん	438,726	517,774
ソフトウエア	8,008	41,856
その他	13,030	124
無形固定資産合計	459,764	559,755
投資その他の資産		
出資金	23,135	145,690
長期前払費用	69,142	74,922
その他	27,355	27,973
投資その他の資産合計	119,633	248,586
固定資産合計	692,538	931,897
資産合計	1,905,122	2,587,880

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
金掛買	23,989	33,557
1年内返済予定の長期借入金	25,080	25,080
未払金	52,345	38,518
リース資産減損勘定	10,163	-
未払費用	32,274	15,428
賞与引当金	12,090	3,615
未払法人税等	8,879	9,476
その他	38,204	35,804
流動負債合計	203,027	161,481
固定負債		
長期借入金	28,940	41,480
長期リース資産減損勘定	7,037	-
固定負債合計	35,977	41,480
負債合計	239,005	202,961
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,858,258	2,821,608
資本剰余金	2,818,258	2,781,608
利益剰余金	4,056,921	3,188,411
自己株式	82	36
株主資本合計	1,619,513	2,414,768
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	46,411	29,849
評価・換算差額等合計	46,411	29,849
新株予約権	192	· -
純資産合計	1,666,117	2,384,919
負債純資産合計	1,905,122	2,587,880

(2)【四半期連結損益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
売上高	128,924	
売上原価	127,663	
売上総利益	1,261	
販売費及び一般管理費	609,672	
営業損失 ()	608,411	
営業外収益		
受取利息	1,769	
補助金収入	10,545	
その他	376	
営業外収益合計	12,691	
営業外費用		
支払利息	1,902	
資金調達費用	1,167	
為替差損	26,810	
その他	2,351	
営業外費用合計	32,232	
経常損失()	627,952	
特別損失		
事業再編損	116,750	
出資金評価損	122,555	
特別損失合計	239,306	
税金等調整前四半期純損失()	867,259	
法人税、住民税及び事業税	1,251	
法人税等合計	1,251	
四半期純損失()	868,510	

【第2四半期連結会計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
売上高	85,821
売上原価	84,203
売上総利益	1,617
販売費及び一般管理費	297,324
営業損失 ()	295,707
営業外収益	
受取利息	751
補助金収入	10,545
その他	72
営業外収益合計	11,369
営業外費用	
支払利息	1,269
資金調達費用	1,167
為替差損	4,537
その他	70
営業外費用合計	7,046
経常損失()	291,384
特別損失	
事業再編損	22,296
出資金評価損	122,555
特別損失合計	144,852
税金等調整前四半期純損失()	436,236
法人税、住民税及び事業税	625
法人税等合計	625
四半期純損失 ()	436,862

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	主 十成20年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	867,259
減価償却費	35,804
のれん償却額	79,048
賞与引当金の増減額(は減少)	7,828
受取利息	1,769
支払利息	1,902
為替差損益(は益)	14,452
事業再編損失	116,750
出資金評価損	122,555
売上債権の増減額(は増加)	7,461
たな卸資産の増減額(は増加)	5,604
仕入債務の増減額(は減少)	12,810
その他の流動資産の増減額(は増加)	11,601
その他の流動負債の増減額(は減少)	17,746
その他	1,926
小計	497,282
利息の受取額	2,253
利息の支払額	1,892
事業再編による支出	26,758
法人税等の支払額	2,401
営業活動によるキャッシュ・フロー	526,081
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	200,000
有形固定資産の取得による支出	10,036
無形固定資産の取得による支出	13,873
その他	625
投資活動によるキャッシュ・フロー	176,715
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	12,540
株式の発行による収入	72,125
自己株式の取得による支出	46
財務活動によるキャッシュ・フロー	59,539
現金及び現金同等物に係る換算差額	19,453
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	270,372
現金及び現金同等物の期首残高	1,142,865
現金及び現金同等物の四半期末残高	872,492
	•

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

会計処理基準に関する事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産

第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、当社において、評価基準を、先入先出法による原価法から先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価の切下げの方法)に変更しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処 理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計 年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定す る方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)				前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)	
1	商品及び製品	78,261千円	1	商品及び製品	72,683千円
	仕掛品	14,432千円		仕掛品	11,577千円
	原材料及び貯蔵品	23,992千円		原材料及び貯蔵品	29,000千円
2	有形固定資産の減価償却累計額	190,792千円	2	有形固定資産の減価償却累計額	161,214千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額

貸倒引当金繰入額 1,087千円

賞与引当金繰入額 7,828千円

研究開発費 153,975千円

2 事業再編損の主な内訳

たな卸資産評価損3,290千円割増退職金20,000千円減損損失59,175千円ソフトウエア評価損5,613千円

3 減損損失

当社は、当第2四半期連結累計期間において、事業再編により遊休化する以下の固定資産について減損損失を計上し、事業再編損に含めて表示しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類	金額
福岡	遊休資産	建物附属設備	2,764千円
		工具、器具及び備品	3,062千円
		リース資産	1,265千円
東京	遊休資産	建物附属設備	6,329千円
		ソフトウェア	21,971千円
		リース資産	23,783千円

(2) 資産のグルーピングの方法

原則として事業の種類別セグメント単位(単一) とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピ ングしております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

平成20年8月1日開催の取締役会において、当社グループの組織再編に関する方針を決議したことにより、創薬解析センターを閉鎖し、東京本社部門の縮小を実施中です。それに伴い遊休化する固定資産に対し、減損損失を計上いたしました。

(4) 回収可能額の算定方法

上記資産については、回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

4 出資金評価損

Beijing Continent

Pharmaceutical Co., Ltd. 122,555千円

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額

貸倒引当金繰入額 1,386千円 賞与引当金繰入額 202千円

研究開発費 65,791千円

2 事業再編損の主な内訳

減損損失8,110千円ソフトウエア評価損5,613千円

3 減損損失

当社は、当第2四半期連結会計期間において、事業再編により遊休化する以下の固定資産について追加で減損損失を計上し、事業再編損に含めて表示しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類	金額
福岡	遊休資産	工具、器具及び備品	551千円
東京	遊休資産	建物附属設備	6,329千円
		ソフトウェア	1,229千円

(2) 資産のグルーピングの方法

原則として事業の種類別セグメント単位(単一) とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピングしております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

平成20年8月1日開催の取締役会において、当社グループの組織再編に関する方針を決議したことにより、創薬解析センターを閉鎖し、東京本社部門の縮小を実施中です。それに伴い遊休化する固定資産に対し、減損損失を計上いたしました。

(4) 回収可能額の算定方法

上記資産については、回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

4 出資金評価損

Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd. 122,555千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金

919,905千円

預入期間が3ヶ月を超える

定期預金

47,412千円

現金及び現金同等物

872,492千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末	
普通株式(株)	74,068,831	

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第 2 四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,400

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	5,295,000	192
連結子会社	-	-	-
	合計	5,295,000	192

⁽注)目的となる株式の数のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していない ものが、483,000株あります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額 該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成20年8月18日付でEvo Fundから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第2四半期連結会計期間において資本金が36,650千円、資本剰余金が36,650千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が2,858,258千円、資本剰余金が2,818,258千円となっております。

(リース取引関係)

当第2四半期連結累計期間

(自 平成20年4月1日至 平成20年9月30日)

及び

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められます。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額 相当額及び四半期末残高相当額

	取得価額	減価償却累計額	減損損失	期末残高
	相当額	相当額	累計額相当額	相当額
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
工具、器具 及び備品	70,564	39,804	12,501	18,257
ソフトウェア	13,235	6,728	4,609	1,897
合計	83,800	46,533	17,111	20,155

未経過リース料四半期末残高相当額等

未経過リース料四半期末残高相当額

1年内29,576千円1年超8,067千円合計37,643千円

リース資産減損勘定四半期末残高 16,035千円

(注)上記リース資産減損勘定四半期末残高の他に、注記省略取引に係るリース資産減損勘定四半期末残高1,166千円を計上しております。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、 支払利息相当額及び減損損失

(四半期連結累計期間)

支払リース料15,572千円リース資産減損勘定の取崩額7,846千円減価償却費相当額13,805千円支払利息相当額1,770千円減損損失23,246千円

(注)上記減損損失の他に、注記省略取引に係る減損損失1,802千円を計上しております。

(四半期連結会計期間)

支払リース料6,159千円リース資産減損勘定の取崩額7,846千円減価償却費相当額5,518千円支払利息相当額496千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額 とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

【セグメント情報】

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

当社及び連結子会社は、創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	3,074	82,746		85,821		85,821
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高		763	1,941	2,704	(2,704)	
計	3,074	83,510	1,941	88,525	(2,704)	85,821
営業利益 又は営業損失()	153,771	145,163	91	298,843	3,136	295,707

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 - (1) 中国
 - (2) 米国

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高 (1) 外部顧客に対する 売上高 (2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,043	124,881 1,487	4,691	128,924 6,179	(6,179)	128,924
計	4,043	126,368	4,691	135,103	(6,179)	128,924
営業利益 又は営業損失()	340,172	274,526	139	614,559	6,147	608,411

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 - (1) 中国
 - (2) 米国

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	54,184	12,353	5,608	8,717	2,061	82,927
連結売上高(千円)						85,821
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	63.1	14.4	6.5	10.2	2.4	96.6

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 - (1) 中国
 - (2) 東南アジア・・・シンガポール

- (3) 米国
- (4) 欧州・・・オランダ、スイスなど
- (5) その他・・・イスラエル、台湾など
- 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	81,183	15,171	9,712	17,009	2,061	125,139
連結売上高(千円)						128,924
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	63.0	11.8	7.5	13.2	1.6	97.1

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 - (1) 中国
 - (2) 東南アジア・・・シンガポール
 - (3) 米国
 - (4) 欧州・・・オランダ、スイスなど
 - (5) その他・・・イスラエル、台湾など
 - 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末		前連結会計年度末			
(平成20年 9 月30日)		(平成20年3月31日)			
	1株当たり純資産額	22円49銭	1株当たり純資産額	33円65銭	

2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1株当たり四半期純損失金額

12円12銭

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

金額

- (注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期 純損失であるため記載しておりません。
- 2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	868,510千円		
普通株式に係る四半期純損失(千円)	868,510千円		
普通株主に帰属しない金額(千円)	-		
普通株式の期中平均株式数(株)	71,646,394		

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

1 株当たり四半期純損失金額

6 円03銭

潜在株式調整後1株当たり四半期純損失

金額

- (注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期 純損失であるため記載しておりません。
 - 2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失 (千円)	436,862千円
普通株式に係る四半期純損失(千円)	436,862千円
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	72,403,579

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間

(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

重要な契約の解除(第三者割当による包括株式買取契約の解除)

当社は、平成20年7月28日に、Evo Fundとの間で、包括株式買取契約を締結いたしましたが、平成20年10月21日に本契約を解除いたしました。

(1)本契約を解除するに至った理由

昨今の資本市場の情勢の急激な変化に伴いEvo Fundにおける投資方針に変更が生じたことを受け、両社間で慎重に検討した結果、これを解除することとなりました。なお、当社では新たな資金調達を検討中であります。

(2)契約の内容

`平成20年8月1日から平成21年7月31日まで最大12回で最大で1,500百万円をEvo Fundに割り当てる契約でありました。

(3)契約の解除が営業活動等へ及ぼす重要な影響

`当社では新たな資金調達を引き続き検討してまいります。しかし、それと同時に平成22年3月期に予定しているF647の上市まで、現在の現金及び預金残高919,905千円で事業活動を行っていくために、継続的なコスト削減を実施してまいります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

株式会社ジーエヌアイ 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市 川 一 郎 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 柴 田 叙 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月21日にEvo Fundとの間で締結していた第三者割当による包括株式買取契約を解除した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。